

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	滞納管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常陸太田市は、滞納管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

常陸太田市長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滞納管理事務
②事務の概要	<p>市は、納税義務者や被保険者が納付すべき地方税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料のうち、納期限までに納付されなかった滞納の状況を正確に把握し、適正に滞納整理を行っていかねばならない。</p> <p>滞納管理は、地方税法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、国税徴収法及び地方自治法に基づき、整備されたものである。</p> <p>市は、地方税法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、国税徴収法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人又は法人ごとに滞納基本台帳を作成 ②滞納税(料)目、滞納税(料)の金額、納期限、滞納処分の状況など滞納整理に必要な事項の記録</p>
③システムの名称	滞納管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 資格情報ファイル 2. 収納情報ファイル 3. 滞納情報ファイル 4. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一16、59、68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条 ・地方税法 <ul style="list-style-type: none"> ・第15条(徴収猶予の要件等) ・第15条の5(換価の猶予の要件等) ・第15条の7(滞納処分の停止の要件等) ・第331条(市町村民税に係る滞納処分) ・第373条(固定資産税に係る滞納処分) ・第459条(軽自動車税に係る滞納処分) ・第702条8(都市計画税の賦課徴収等) ・第728条(国民健康保険税に係る滞納処分) ・介護保険法 <ul style="list-style-type: none"> ・第144条(滞納処分) ・高齢者の医療の確保に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・第113条(滞納処分) ・国税徴収法 ・地方自治法 <ul style="list-style-type: none"> ・第231条の3(督促、滞納処分等)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	常陸太田市 企画部企画課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	常陸太田市 総務部総務課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部納税課	総務部収納課	事後	課名変更に伴う変更のため重大な変更にあたらない。
平成29年7月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 畠山 卓也	課長 宇須井 淳	事後	人事異動に伴う変更のため重大な変更にあたらない。
平成30年11月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 宇須井 淳	課長	事後	様式改正
平成30年11月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	常陸太田市 政策企画部情報政策課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111	常陸太田市 企画部企画課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111	事後	組織名称変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成31年1月24日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式改正
令和2年10月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和2年10月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号, 別表第一, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 33, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 56の2, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 90, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 118の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条 		事後	

